

第17回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
ヒアリング資料（追加）

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会
理事長 吉田 孝雄

はじめに、私どもの連合会は、全国で7,600の所属組合員が、厚生労働大臣または、都道府県知事から認可を得て、組合員のための、各種保険の取扱代行を主な事業としているものです。

先ず、不正対策としては、各厚生局長及び都道府県知事との「受領委任払い」契約締結であります。「受領委任払い」の取扱により、あはき師の施術に係る療養費の指導監査を行う事ができるようになります。

社会保障審議会医療保険部会に置かれている「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」でのヒアリング実施における当方の主張については、「あー1 29. 11. 20 あはき療養費の不正対策（案）」を基に、参考人提出資料－1として提出しておりますが、さらに補足させていただきます。

記

1 患者本人による請求内容の確認について（1頁）

- 「一部負担金明細書」（別紙様式案1）は提案どおりでよいと考える。
「一部負担金明細書」は、施術の内容や往療の距離などにより、必ずしも一定とは限らないため、毎回患者へ交付する。
このことによって、患者本人が請求内容の確認もでき、いつ施術を受けたか、わからないということもなくなり、架空・水増し請求を防ぐことにもつながると思われる。

2 医師の同意・再同意について（3頁～13頁）

- 患者、医師の負担を軽減する目的もあるので、施術報告書（別紙様式案2）の添付で、6か月ごとの再同意でよいのではないかと考える。一部の地域においては、口頭での同意確認には応じられないという医師側の意見もある。

3 長期・頻回の施術等について（14頁～16頁）

- 償還払いに戻せる仕組みについては、罰則規定の導入と受領委任の取扱いの中止措置並びに行政処分としての業務停止により対応を図るべきであり、受領委任の取扱いから償還払いに戻せる仕組みの導入には反対である。

4 往療について（17頁～36頁）

- 往療内訳表（別紙様式案4）は、提案どおりでよいと考える。
- 施術所を持たない「出張専門」の施術者には原則として往療料の算定を認めない。
施術所を持たないで施術を行っている一部の実態は、営利のみを目的に施術者の影に潜んで実質的には、経営者たる別の者が実権を握っている実態があり、これには歯止めをかけなければならない。

以上